

事 務 連 絡  
令和 5 年 7 月 28 日

各社会福祉法人等代表者 様  
(中核市指定事業所を除く)

富山県厚生部障害福祉課  
健康対策室健康課

令和 6 年度社会福祉施設等施設整備費補助金に係る整備計画調査に  
ついて

平素より、本県の障害福祉行政の推進にご理解、ご協力を賜り誠にありが  
とうございます。  
標記について、令和 6 年度実施事業に関する調査を下記のとおり実施いたしま  
すので、補助金の交付を希望される法人は、別添調査票等に記入のうえ、紙媒  
体および電子メールでの提出をお願いします。

## 記

### 1 提出期限

令和 5 年 9 月 8 日 (金) 17:00 ※必着

### 2 提出するもの

- ・ 調査票
- ・ 別紙 1～3
- ・ 整備予定地及び整備計画の図面 (配置図・平面図等)
- ・ 概算見積書
- ・ 直近年度の決算書類
- ・ 事業収支計画

※「調査票」及び「別紙 1～3」は県 HP に掲載しています。(下記 URL 参照)

<https://www.pref.toyama.jp/1209/kurashi/kenkou/shougaiisha/jigyousha/kj0009403/kj00009403-001-01.html>

### 3 提出方法

全ての書類を下記担当へ紙媒体で持参又は郵送で提出

(なお、調査票及び別紙 1～3 については電子メールでも提出すること)

#### 4 留意事項

- (1) 今回の調査は県所管事業所に関する照会です（富山市内の事業所に関する整備は含まれません）。
- (2) 調査票等を提出したことをもって、補助対象とすることを確約するものではありません。
- (3) 近年、国予算の十分な確保が難しく、国へ協議書を提出しても、補助対象外となる、または補助可能額が要望額を下回る可能性があります。その場合には、自己資金等での対応となります。
- (4) 国においては社会福祉施設等の耐震化対策、ブロック塀等対策、水害対策強化対策及び非常用自家発電設備対策等の支援を行うこととしており、これらを伴わない整備については優先順位が低くなる可能性があります。
- (5) 調査票提出後の施設整備計画の取りやめはご遠慮ください。また、事業計画に大きな変更がある場合は速やかにご連絡ください。

#### 【担当及び提出先】

##### ■主として身体・知的・児童の事業所

障害福祉課自立支援係 鳥本

TEL:076-444-3212 FAX:076-444-3494

Email: [ashogai Fukushi@pref.toyama.lg.jp](mailto:ashogai Fukushi@pref.toyama.lg.jp)

##### ■主として精神の事業所

健康課精神保健福祉担当 谷口

TEL:076-444-3223 FAX:076-444-3496

Email: [akenkotaisaku@pref.toyama.lg.jp](mailto:akenkotaisaku@pref.toyama.lg.jp)